令和2年度国民健康保険料率算定の考え方について

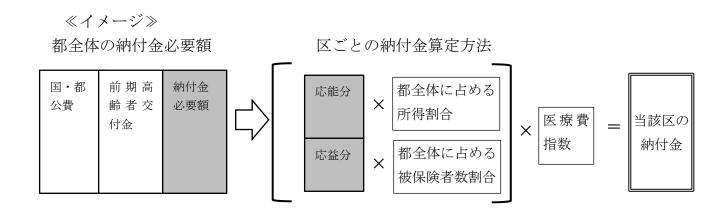
1 国民健康保険料率の算定について

国民健康保険料率は、平成30年度の制度改革(広域化)により、東京都が「国民健康保険事業費納付金・標準保険料率」を算定し、区は東京都が算定した納付金を納付するとともに、標準保険料率を参考に保険料率を決定する仕組みに変わった。 このたび、東京都から「令和2年度国民健康保険事業費納付金・標準保険料率」が

示されたので、中野区の保険料率算定の考え方を報告する。

(1)納付金の算定方法(按分の方法)

区の納付金の算定に当たっては、都全体の医療給付費等の見込み額から国庫負担金 等の見込み額を差し引き、都全体で必要となる納付金の総額を算出し、区市町村の医 療費水準及び被保険者の所得水準に応じて納付金を按分する。



2 令和2年度国民健康保険事業費納付金

(1)納付金額の比較(中野区)

(単位:円)

	医療分(基礎分)	支援金分	介護分	合計
平成 31 年度	8, 429, 641, 962	2, 802, 710, 271	1, 009, 472, 131	12, 241, 824, 364
令和2年度	8, 123, 981, 377	2, 682, 473, 858	1, 036, 023, 563	11, 842, 478, 798
前年度比	△305, 660, 585	$\triangle 120, 236, 413$	26, 551, 432	$\triangle 399, 345, 566$
刊十及比	96. 4%	95. 7%	102.6%	96. 7%

(2)被保険者数の比較

	一般被保険者数	うち2号被保険者数 (40歳~64歳)
平成 31 年度	81,881 人	26,909 人
令和2年度	80,304 人	26,918 人
前年度比	△1,577 人	9人
刊十及比	(98.1%)	(100.0%)

3 令和2年度標準保険料率と平成31年度保険料率の比較

(1)保険料率の比較

	医療分(基礎分) 支持		金分	介護分		合計	
	所得割	均等割	所得割	均等割	所得割	均等割	所得割	均等割
	(%)	(円)	(%)	(円)	(%)	(円)	(%)	(円)
平成 31 年度 保険料率	7. 47	37, 800	2.30	11, 700	1. 72	15, 300	11. 49	64, 800
令和2年度 標準保険料率	7. 79	45, 488	2.64	15, 123	2. 40	17, 670	12. 83	78, 281
差	0.32	7,688	0.34	3, 423	0. 68	2, 370	1. 34	13, 481

(2)1人当たり保険料の比較

(単位:円)

	医療分 (基礎分)	支援金分	介護分	合計	
平成 31 年度	94, 404	29, 120	32, 026	155, 550	
保険料	34, 404	29, 120	32, 020	155, 550	
令和2年度	104, 676	34, 955	40, 814	180, 445	
標準保険料率	104, 070	34, 933	40, 614	100, 445	
差	10, 272	5, 835	8, 788	24, 895	

4 中野区の令和2年度保険料率算定における基本的な考え方

東京都が算定した令和2年度標準保険料率と中野区の平成31年度の保険料率には、所得割率で1.34%、均等割額で13,481円、一人当たり保険料は24,895円の乖離がある。保険料が急激に増加しないよう、前年度同様、激変緩和措置を講じながら、平成29年度に策定した「国保財政健全化計画」に基づき、段階的に決算補填等目的の法定外繰入金の削減に向けた取組を進める。

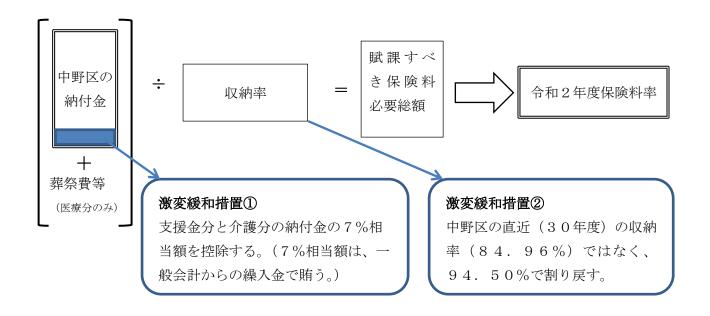
5 令和2年度保険料の激変緩和措置について

(1)激変緩和措置①

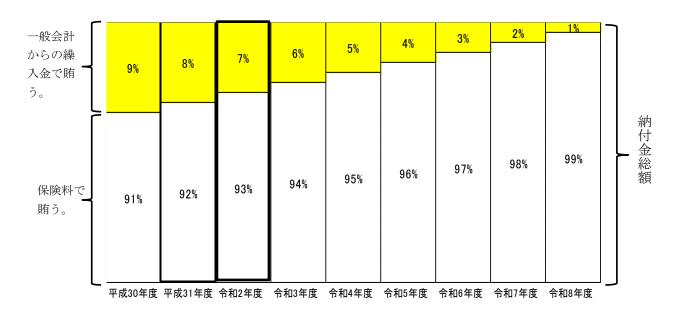
令和2年度の賦課総額の算出に当たっては、「国保財政健全化計画」に基づき、支援金分及び介護分の国保事業費納付金の7%相当額を控除する。

(2)激変緩和措置②

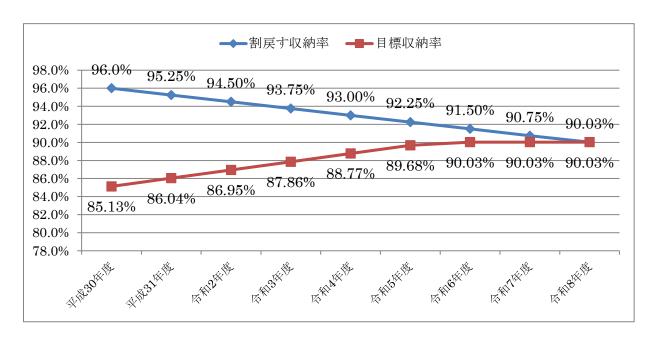
標準保険料率の算定に当たっては、納付金総額等を標準的な収納率(直近の収納率 84.96%)で割り戻しているが、保険料の急激な上昇を抑えるため、「国保財政健 全化計画」に基づき、94.50%で割り戻すこととする。



<激変緩和措置①のイメージ>



<激変緩和措置②のイメージ>



収納率の向上を図りながら、割り戻す収納率を目標収納率に近づけていく。

6 モデル世帯別の保険料の前年度比較

(1) 年金収入(65歳以上)1人世帯 (医療分+支援分) (単位:円)

年収	100 万円	200 万円	300 万円	400 万円	500 万円	600 万円	700 万円
①平成 31 年度	14, 850	85, 519	193, 119	273, 721	355, 789	438, 834	521, 879
②令和2年度案	14, 760	85, 138	192, 378	272, 732	354, 548	437, 338	520, 128
差 (②一①)	△90	△381	△741	△989	△1, 241	△1, 496	△1, 751

(2) 年金収入(65歳以上)2人世帯 (医療分+支援分) (単位:円)

年収	100 万円	200 万円	300 万円	400 万円	500 万円	600 万円	700 万円
①平成 31 年度	29, 700	95, 419	242, 619	323, 221	405, 289	488, 334	571, 379
②令和2年度案	29, 520	94, 978	241, 578	321, 932	403, 748	486, 538	569, 328
差 (②一①)	△180	△441	△1,041	△1, 289	△1, 541	△1, 796	△2, 051

(3) 給与所得者(40歳)1人世帯 (医療分+支援金分+介護分) (単位:円)

年収	100 万円	200 万円	300 万円	400 万円	500 万円	600 万円	700 万円
①平成 31 年度	34, 698	167, 061	247, 491	332, 517	424, 437	516, 357	612, 873
②令和2年度案	34, 870	168, 340	249, 540	335, 380	428, 180	520, 980	618, 420
差 (2-1)	172	1, 279	2, 049	2, 863	3, 743	4, 623	5, 547

(4)給与所得者(40歳)2人世帯 (医療分+支援金分+介護分) (単位:円)

年収	100 万円	200 万円	300 万円	400 万円	500 万円	600 万円	700 万円
①平成 31 年度	67, 098	205, 941	312, 291	397, 317	489, 237	581, 157	677, 673
②令和2年度案	67, 420	207, 400	314, 640	400, 480	493, 280	586, 080	683, 520
差 (2-1)	322	1, 459	2, 349	3, 163	4, 043	4, 923	5, 847

7 一人当たり保険料

(単位:円)

	基礎分	支援分	介護分	合計
平成 31 年度	94, 404	29, 120	32, 026	155, 550
令和2年度	94, 109	28, 952	33, 787	156, 848
差	△295	△168	1, 761	1, 298

8 国保財政健全化計画(赤字解消計画)

【別添資料】国保財政健全化計画書のとおり

9 今後の予定

3月 中野区国民健康保険条例の一部を改正する条例、提案

【別添資料】

国保財政健全化計画書

「国民健康保険保険者の赤字削減・解消計画の策定等について」(平成30年1月29日付保国発0129第2号厚生労働省国民健康保険課長通知)に基づく赤字削減・解消計画

(平成30(2018)年度から 平成35(2023)年度まで6ヵ年計画)

1	年	度(赤字発生年度)		平成28年度			赤字の	D原因		
字	7.0						赤字の原因			
発生	繰上充	用金の新規増加分 ※2			0千円					
状		赤字額(合計)			2, 470, 616千円		同既从及父 即 7 色 图 8	CHI TO LEAST SHALL CO		
		赤字削減・魚	解消のための基本方針			赤字削減	・解消のための具体的	取組内容		
1. 予算ベースの平成30(2018)年度の赤字額:1,979,368千円 2. 削減の目標年次:平成38(2026)年度 3. 赤字削減の主要事項 (1)保険料率の段階的な引上げ (2)収納率の向上対策の取り組み (3)医療費適正化の取り組み 3. レセプト点検や医療費通知、ジ					保険料が急激に増加しないよう、激変緩和措置を図ることとするが、9年間を目途に段階的に縮小し、決算補填を目的とした E外繰入の削減を図る。【別紙1〜4参照】)支援分・介護分の国保事業費納付金を平成30年度は9%減額する。31年度以降は減額する割合を1%ずつ引き下げる。(J返す収納率を段階的に引き下げる。 収納率を平成36年度に90.03%ととすることを目標とし、収納率向上対策に取り組む。)引き続き、口座振替への加入を積極的に勧奨する。(2)差押可能な財産の早期発見に努め、納付能力がありながら保険料める意思のない滞納者に対する差押処分を一層強化する。(3)社会保険加入者等への喪失勧奨を強化する。 レセプト点検や医療費通知、ジェネリック医薬品(後発医薬品)差額通知の実施、並びに、データヘルス計画に基づく糖尿病					
赤字	年	計画年次	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次		
削減計	度 別 の 赤	年 度	平成30(2018)年度	平成31(2019)年度	平成32(2020)年度	平成33(2021)年度	平成34(2022)年度	平成35(2023)年度	合計	
画	字 削 ₃ 減	法定外繰入の 削減予定額(率)	0 千円(%)	200,974 千円(%)	198,911 千円(%)	203,417 千円(%)	204,772 千円(%)	205,630 千円(%)	1,013,704 千円(%)	
	予 定 額	繰上充用金の新規増加 分の削減予定額(率)	0 千円(%)	0 千円(%)	0 千円(%)	0 千円(%)	0 千円(%)	0 千円(%)	0 千円(%)	
	· 率 · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	合計 赤字削減予定額(率)	0 千円(%)	200,974 千円(%)	198,911 千円(%)	203,417 千円(%)	204,772 千円(%)	205,630 千円(%)	1,013,704 千円(%)	

- ※1 国民健康保険事業の実施状況報告様式5の決算補填等目的の法定外一般会計繰入額の小計額と一致していること。
- ※2 当該年度の繰上充用(当年度の歳入が歳出に不足し、翌年度の歳入を繰り上げてこれに充てる)の額と、前年度の繰上充用の額の差引増加分。但し、累積赤字のうち削減・解消された繰上充用金がある場合は、その額を除く。
- ※3 率の場合は、赤字額又は削減すべき合計額に占める削減予定額の割合を記載する。なお、赤字額がすべて解消される場合には削減率100%とする。